

議案第 83 号

三朝町保育の実施に関する条例の設定について

次のとおり三朝町保育の実施に関する条例を設定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 19 年 9 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町保育の実施に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条第 1 項の規定により、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（保育の実施基準）

第 2 条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- （1） 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- （2） 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- （3） 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- （4） 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- （5） 長期にわたり疾病の状態にあるか又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- （6） 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- （7） 町長が認める前各号に類する状態にあること。

（費用徴収）

第 3 条 町長は、法第 56 条第 3 項の規定により、保育の実施に係る児童の扶養義務者から、別に規則で定める額（以下「保育料」という。）を徴収する。

（保育料の減免等）

第4条 町長は、扶養義務者の死亡、災害その他特別な理由により保育料の全部又は一部を負担することができないと認めるときは、その事由がやむまでの間、保育料の全部又は一部を減免又は猶予することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、申込手続その他保育の実施に関し必要な事項は、町長が別にこれを定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。